



月報

4

全缶検

(52.4.9 No.124 VOL.11)

目

次

◇「日本加工食品卸協会」発足へ総意結集	1
◇西部政策調査部会	17
中部政策調査部会	18
東部政策調査部会	18
◇新組織化委員会、理事会（3月16日）	19
◇（3月度）東京木曜会	20
◇新組織化委員会（3月23日）	20
◇理事会（ " ）	20
◇蔬菜部会（筍、アスパラ、マッシュルーム）	21
北海道アスパラ 耕作者代表との懇談会	23
筍缶詰全国大会後記 （寄稿）	24
◇果実部会（みかん、チェリー、もも）	25
◇缶詰表示問題等連絡協議会	26
会 員 消 息	28
◇パイン缶詰国別輸入通関実績	28

「日本加工食品卸協会」発足へ総意結集

昭和52年3月23日、午後2時より鉄道会館ルービーホール羽衣の間において全缶協臨時総会を開催。
本臨時総会は会員総数237社中出席34名、委任状出席157名、計191名で定款第26条の定め

より適法に成立。

和気会長が議長となり、①昭和51年度事業経過報告に関する件、②昭和51年度収支状況報告に関する件、③定款変更に関する件、④「日本加工食品卸協会」発足趣意書(案)、基本(案)、具体(案)に関する件、⑤改組スケジュールに関する件、⑥昭和52年度事業計画、予算計画等に関する件、⑦昭和52年度会費賦課徴収方法に関する件、⑧新規加入会員、賛助会員の勧誘に関する件、⑨改組準備費流用の件、⑩その他、を慎重に協議し「日本加工食品卸協会」の発足に会員全員が一丸となって努力すべく、総意結集が図られた。

☆

☆

☆

議長挨拶「本日はご多忙のところをご出席いただき厚くお礼申しあげたい。新組織化については48年の時点における中部政策調査部会および西部政策調査部会で提案があり、続いて49年の各政策調査部会で研究課題として正式に取り上げられることとなり、法人化および全缶協の業種拡大について検討を重ねていたが、時を同じくして農林省食品流通局商業課からも加工食品の全国卸団体が無いという現状に鑑み、全缶協が母体となって加工食品卸業界の組織化づくりに協力してほしいとの要請もあった。

そこで具体的に組織づくりを進めるために東京木曜会と新たに設けられた新組織化委員会を数回に及び開催し、理事会にも諮りその実現に努力してきた。しかし、この組織化には数多くの難しい問題があって、2年にわたる年月を要してきた。遅きに過ぎたといえはたしかにその通りであるが、逆に現在のように低経済成長期にあって、この不況が何時回復するか判らない時においては、流通段階の自己防衛のうえから、まさに団結の時であり、タイミングはよいとも言えるのではあるまいか。

本日は全缶協改組に関し重要議案が用意されており、早速審議に入りたいが、どうか円滑に議案審議が取り進められるよう何分のご協力をお願い

したい。」

〔議事録署名人〕

中山良助氏

萩原弥重氏

☆

☆

☆

〔第1号議案〕：昭和51年度事業経過報告の件

事務局より各部会、委員会活動を中心に下記内容の報告を行なった。

昭和51年度事業経過報告書

全国缶詰問屋協会

昭和41年11月25日、全国唯一の缶詰卸団体として有力問屋結集のもとに全国缶詰問屋協会が創立して以来、本51事業年度をもって満10周年を迎えた。

この間、チクロ事件をはじめ石油ショック等、幾多の苦難を経て今日に至っているが、流通段階の立場から終始一貫して訴えてきたことは缶詰の適正生産であり、その安定供給であった。この誠心地味とさえ受け取れる活動は缶詰業界にとどまらず、流通業界自体にとっても貴重であったということができ、全缶協としての活動貢献度は高く評価されているところでもある。

5 1 年度は前年度に引き続き低経済成長の厳しい環境条件のもとにあって、全缶協活動はますます重要性を帯びるところとなり、その意味においても陣容の強化を図る必要があるとされ、年度始めに4名の理事が増員され、また各品種別部会、規格、普及宣伝、東部、中部、西部の政策調査部会も任期満了による正副部会長をそれぞれ選出したあと、部会活動の基本方針を決め、特に品種別部会においては需給の調整と市況の安定を図るべく、積極的な情報交換を行なうとともに、パッケージ側に対しては適正生産の協力を呼びかけ、缶詰流通の健全化に努めた。

近年、輸入缶詰は年毎増加の傾向にあり、国内市況の把握も輸入動向を無視しては正しい市況は語れないとし、輸入部会設置の声も強まり、検討したところ、各部会単位で輸入状況を必ず議題として取りあげることとなり、果実、野菜部会等を中心に活発な情報交換が行なわれるようになったことも新しい活動分野の一つとして挙げられる。

缶詰の原料対策は缶詰産業の将来にとって最も重要な課題とされているが、山形県加工果実需給安定委員会との連繫、北海道アスパラガス耕作者との懇談あるいは缶詰全国大会等を通じての生産者との交流を図るなど流通段階からの発言も本年度は意欲的に行ってきた。

規格部会、品質対策委員会関係については、年度当初から缶詰のJAS内容量基準設定案にかかわる検討を関係団体とともに進め、食肉缶詰の缶型追加、アスパラ缶詰の内容量変更、水産缶詰類の特掲缶型等についての協議

を行ない、改正に当って支障の生じないよう対策を講じてきた。

また、品質表示基準についてはパイナップル缶詰以外は包括的に基準設定することとなり、原案の作成が農林省において急がれているが、この基準が設定されると輸入缶詰のすべてに製造年月日の表示が義務づけられることとなり、輸入不可能となる品目も出るおそれがあり、実態の調査、説明会の開催などを強く要請、その他異性化糖の表示問題、添加物等についても全缶協の立場から意見を具申するとともに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格およびその製造基準の厚生省告示に関連する情報提供にも努めてきた。

缶詰のクリーム実態調査については、すでに4年にわたる収録を重ね業界に取っての貴重な資料として注目されているが、関係団体を通じ品質の向上を訴えてきた効果は年毎に高まってきている。さらになめこ缶詰の市販品を購入し、財団法人日本缶詰検査協会、社団法人日本缶詰協会の協力のもとに開缶見方会を開催し、内容固形量、表示、その品質等の実態を調査、メーカー団体に対し品質向上を呼びかけたのも成果の一つとなっている。

パイナップル部会関係では沖縄パイナップル缶詰協会とタイアップし、6大都市において沖縄産パイナップル缶詰研究会、懇親会を開催、また日本パイナップル輸入協会とも連繫し、パイ2団体主催のもと開缶研究会あるいは長崎市においての「世界のパイまつり」に協賛しパイ缶詰の啓蒙にもつとめた。

社団法人日本缶詰協会、日本製缶協会およ

び全国缶詰問屋協会の3団体が主催する缶詰の共同宣伝は、料理教室、セミナー等を中心に消費者啓発に力を注ぎ着実な効果を挙げつつあり、日本蜜柑缶詰工業組合との缶みかんPR、さらには農林省後援によるフードウィークにも参加し缶詰の普及活動を推進してきた。

商的、物的流通の合理化は流通業界における重要な課題となっているが、農林省食品流通局商業課を窓口とする委託事業「加工食品取引コード・システム設計」については前年度は全缶協受託による普及促進調査を踏まえ、本年度は粥ジェー・エム・エー・システムズが受け受発注システム、入金支払チェックシステム等の設計、コード利用技術、コード・コードセンター等に関する検討を進めているが、この専門委員会の委員はいずれも全缶協理事会社であり、年度内において報告書がまとめられる段階を迎えている。

さらに問屋関係の統一伝票については、通商産業省の委託事業として日本商工会議所が主宰で専門委員会を置き、百貨店、チェーンストア関係の統一伝票に続き問屋関係の統一伝票様式設定を進めているが、全缶協も専門委員の一員として参画、昨年度設けられた「酒類食品缶詰問屋統一伝票協議会」の協議を得つゝ食品業界として積極的な意見を申し述べ、ほぼ食品業界の希望を入れたフォーマットで最終的検討を行なう運びとなった。

次年度は以上の事業に関連し商的流通面での普及活動が推進されることとなる。

さて、51事業年度における最重点活動は申すまでもなく新組織化の推進とその実現に

あったと言える。この新組織化については

49年7月の時点で中部、西部の政策調査部会において全缶協を業種拡大するとともに法人化する方向で検討されたいとの意見があり、研究課題として東京木曜会、3地域政策調査部会、さらには理事会にも諮り協議を重ねてきた。

またこの間、農林省食品流通局商業課においても加工食品の卸売りを業とするものの全国団体がないという現状から全缶協が推進母体となり、他の業種別卸団体と相携えて全国団体結成を実現されたいとの指導がなされた。

こゝにおいて全缶協は数度にわたる理事会を開催、また事務局内部に新組織化委員会を設け、具体的検討をすすめるとともに他の主要な業種別卸団体とも折衝、新組織化努力を払ってきた。しかしながら既存の業種別卸団体は、お互いに共通目的を持つことが困難であること、新しく団体を設けることは屋上屋となること、流通対策が異なり体質も相違していることなどの理由で、全缶協側との整合が得られず、51年4月28日の第3回新組織化委員会、さらに同日の理事会において本組織化は全缶協独自の立場で推進することとなり、まず基本的な案を作成し農林省側の見解を求める運びとなった。この原案の骨子とするところは、①全缶協の定款を変更し、改組する。②当面任意団体で発足し、その名称を「日本加工食品卸協会」（仮称）とする。③事業活動は食品部会、缶詰部会および流通部会等を置き運営する等々である。

その後、数回にわたる農林省との打合せを行ない、全缶協案に対する概ねの諒解を取り

つけたあと52年1月28日理事会を開催し2年がかりの課題であり、また願望でもあった業種拡大に伴う全缶協の改組ならびに改称することが決定した。

新団体の発足は3月16日の新組織化委員会、同理事会、3月23日の委員会、理事会ならびに臨時総会を開催したあと新規会員、賛助会員の勧誘活動を開始、事業目的に賛同するもの的大同団結の自覚のもと5月25日の定時総会において定款変更し、「日本加工食品卸協会」がいよいよ発足するというスケジュール組みである。

〔第2号議案〕：昭和51年度収支状況報告に関する件

本議案については年度途中であるため昭和52年2月28日現在の決算書をもとに報告、承認を得た。

なお、委託事業費については8,666,000円が記されているが、取引コードのシステム設計に関する委託が㈱ジェー・エム・エー・システムズに委ねられることになり、収入、支出はともに0円

計上となる旨説明がなされた。

なお、2月28日現在、

収入総合計は 21,587,342円

支出総合計は 14,907,760円で

差引残高 6,679,582円である。

〔第3号議案〕：定款変更に関する件

最重要議案であり、逐条審議すべきところ、全員諒承のもと事務局において重点条項について説明。特に①役員に関しては現定款より10人の増員が出来ることとなった点、副会長3人以内が4人以内、新たに非常勤の常任理事2人以内が置かれることとなったこと。②名誉会長を置く。③総会の成立は3分の1以上の出席が2分の1以上となり、またその議長は出席会員の中から互選すると改められたこと。④改組初年度に限り改組の日から53年3月31日までを1事業年度とする。以上、概略的説明を行ない、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

全国缶詰問屋協会定款変更に伴う新定款(案)は次の通りであるが、この案をもって5月25日開催の定時総会に正式に諮り、全缶協を改組、新定款に基づき役員の増員を行ない「日本加工食品卸協会」が発足することとなった。

全国缶詰問屋協会定款変更に伴う新定款(案)

新定款(案)	旧定款
<p>第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 本会は、日本加工食品卸協会と称し、その英文称呼を JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION という。</p> <p>(事 務 所) 第2条 本会は、事務所を東京都中央区に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 本会は、加工食品の卸売業界における流通の近代化と経営の合理化を推進するとともに、業界全体の相互連携を強化する</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 本協会は、全国缶詰問屋協会と称し、その英文称呼を JAPAN CANNED FOOD WHOLESALERS ASSOCIATION という。</p> <p>(地 区) 第2条 本協会の地区は日本一円とする。</p> <p>(事 務 所) 第3条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。 2. 本協会は、理事会の議決を経て、所要の地に従たる事務所を</p>

新 定 款 (案)	旧 定 款
<p>ことにより、当該業界の発展向上に資し、もって国民生活の向上に貢献することを目的とする。</p>	<p>おくことができる。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 4 条 本協会は、会員相互の連絡協調のもとに、缶燻詰の販売を促進するとともに、関連産業との協調を図り、必要適切な施策を行ない、会員の共通の利益を増進し、缶燻詰業界の発展向上に資し、あわせて国民経済の健全な発達に貢献することを目的とする。</p> <p>(規 約)</p> <p>第 5 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、規約で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 事 業</p>
<p>(事 業)</p> <p>第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 加工食品卸売業に関する調査研究及び情報の収集並びに提供 (2) 加工食品卸売業の近代化及び合理化に関する指導 (3) 加工食品卸売業の健全な発展を図るための教育及び研究 (4) 加工食品卸売業に関する行政施策に対する協力 (5) 加工食品卸売業界の流通秩序の整備 (6) 加工食品に関する知識の啓発及び普及 (7) 加工食品の品質の向上及び公害対策 (8) 関係行政庁に対する建議又は請願 (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(規 約)</p> <p>第 5 条 この定款で定めたもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て規約で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 会 員 等</p>	<p>(事 業)</p> <p>第 6 条 本協会は第 4 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員相互の連絡ならびに協調 (2) 缶燻詰の普及宣伝ならびに市場調査 (3) 缶燻詰の品質の向上と粗悪品の追放 (4) 国産および輸入缶燻詰の国内需給の調整 (5) 缶燻詰の規格の整備および新品種の開発 (6) 取引条件に関する改善と過当競争の防止 (7) 流通機構の合理化に関する研究 (8) 缶燻詰業界ならびにその他関連産業についての共同措置 (9) 関係官庁との連絡調整 (10) その他本協会の目的達成に必要な事業 <p style="text-align: center;">第 3 章 会 員 等</p>
<p>(会員の資格)</p> <p>第 6 条 本会の会員となる資格を有する者は加工食品の卸売業を行なう者とする。</p> <p>(加 入)</p> <p>第 7 条 本会の会員になろうとする者は加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(脱 退)</p> <p>第 8 条 会員は次の事由により本会を脱退する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員から脱退の申出があつたとき (2) 会員たる資格の喪失 (3) 死亡または解散 (4) 会費を 1 年以上納入しないとき (5) 除名 <p>2. 前項第 1 号の申出は、脱退届を会長に提出して行なわなければならない。</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第 7 条 本協会の会員となる資格を有する者は缶燻詰の間産業を営む者で、理事会において承認されたものとする。</p> <p>(加 入)</p> <p>第 8 条 本協会の会員になろうとする者は、会員 2 名の推薦を得て所定の申込書に加入金を添え会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 加入金の額は理事会において別に定める。 3. 加入金は脱退の場合においても返還しないものとする。 <p>(脱 退)</p> <p>第 9 条 会員は次の事由によって脱退する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員たる資格の喪失 (2) 会員の死亡または解散 (3) 除名 <p>会員は前項の事由によるほか、脱退しようとする日の 30 日前までに、書面をもって会長に申し出て、本協会を脱退することができる。</p>
<p>(除 名)</p> <p>第 9 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の 10 日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたと 	<p>(除 名)</p> <p>第 10 条 本協会は会員が次号の一に該当するときは総会の議決によりこれを除名することができる。この場合には、本協会はその総会の 10 日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本協会の定款に違反したとき (2) 本協会の事業を妨げる行為、その他本協会の目的に著しく反

新 定 款 (案)	旧 定 款
き	すると認められる行為があったとき
(2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき 2. 会長は、除名の議決があったときは、その旨を会員に通知するものとする。	(3) 会費を1年以上滞納したとき 2. 会長は前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもってこれをその会員に通知するものとする。
(加入金及び会費)	(会 費)
第10条 会員は、加入の際に総会で別に定める加入金を納入しなければならない。 2. 会員は毎年総会で別に定める会費を納入しなければならない。 3. 既納の加入金及び会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。	第11条 会員は、毎年所定の会費を納入しなければならない。 2. 会費の額および徴収方法は総会の議決によって別に定める。 3. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。
(届 出)	(賛助会員)
第11条 会員は、その氏名(会員が団体の場合には、その名称及び代表者の氏名)又は住所に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。 2. 会員が別団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としての権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。	第12条 本協会は、缶罐詰産業に關係する団体であつて、本協会の趣旨に賛同したものを賛助会員とすることができる。 2. 賛助会員は、理事会で定める賛助会費を毎年納入しなければならない。 3. 賛助会員は、賛助会費を1年以上納入しないときは脱退したものとみなす。 4. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。 5. 既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。
(賛助会員)	(特別会員)
第12条 本会の目的に賛同した加工食品の製造業者、関連団体およびその関連産業に携わるものであって所定の様式による申し込みをした者は、賛助会員となることができる。 2. 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3. 賛助会員は、本会が発行する資料等の配付を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。 4. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。 5. 賛助会員は、次の事由により、本会を脱退する。 (1) 賛助会員から脱退の申し出があったとき (2) 死亡又は解散 (3) 賛助会費を1年以上納入しないとき (4) 会長が除名を適当と認めるとき 6. 既納の賛助会費は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。	第13条 本協会の特別会員は、缶罐詰の製造およびその関連産業に携わる者であつて、本協会の趣旨に賛同したものを特別会員とすることができる。 2. 特別会員は、理事会で定める特別会費を毎年納入しなければならない。 3. 特別会員は、特別会費を1年以上納入しないときは脱退したものとみなす。 4. 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。 5. 既納の特別会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。
第 3 章 役 員 等	第 4 章 役 員 等
(役員の数及び選任)	(役員の数)
第13条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事 25人以上35人以内 (2) 監事 2人以上4人以内 2. 理事及び監事は、総会において会員又は会員の代表者として、その権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者以外から理事8人以内を選任することができる。 3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。 4. 理事のうち会長1人、副会長4人以内、専務理事1人及び常任理事2人以内を互選する。	第14条 本協会に次の役員を置く。 (1) 理事 25名以内 (2) 監事 3名以内 2. 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。 (役員の選任) 第15条 理事および監事は、総会において、会員のうちより選任する。ただし、理事のうち1名を学識経験者より任命することができる。 2. 会長、副会長および専務理事は理事会において理事のうちから互選する。

新 定 款 (案)	旧 定 款
<p>(役員の仕事)</p> <p>第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。</p> <p>3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を総理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行なう。</p> <p>4. 常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときは、その職務を行なう。</p> <p>5. 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。</p> <p>6. 監事は、民法第59条に規定する職務を行なう。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または他の役員の残存期間とする。</p> <p>3. 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。</p>
<p>(役員の仕事)</p> <p>第15条 役員は、本会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順序にしたがい、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行なう。</p> <p>3. 専務理事は、本協会の日常の業務を掌理する。</p> <p>4. 理事は、理事会を組織し、本協会の運営および業務に関する重要事項を審議する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。</p> <p>6. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第17条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順序にしたがい、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行なう。</p> <p>3. 専務理事は、本協会の日常の業務を掌理する。</p> <p>4. 理事は、理事会を組織し、本協会の運営および業務に関する重要事項を審議する。</p> <p>5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。</p> <p>6. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p>
<p>(顧問)</p> <p>第15条 役員は、本会を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2. 補欠または増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第18条 会長は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、本協会の運営に関する重要事項につき、会長の諮問に応じ意見を具申するものとする。</p> <p>3. 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p>
<p>(解任)</p> <p>第17条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第18条 会長は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、本協会の運営に関する重要事項につき、会長の諮問に応じ意見を具申するものとする。</p> <p>3. 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p>
<p>(役員の仕事)</p> <p>第18条 役員は、無報酬とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、常勤の理事には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第19条 役員は無報酬とする。ただし総会の議決を経て報酬を支給することができる。</p>
<p>(名譽会長及び顧問)</p> <p>第19条 本会に名譽会長及び顧問を置くことができる。</p> <p>2. 名譽会長及び顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。</p> <p>3. 名譽会長及び顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第20条 本協会に職員若干名を置く。</p> <p>2. 職員は、会長が任免する。</p> <p>3. 職員は、会長の指揮に従い、本協会の事務に従事する。</p>
<p>第4章 総 会</p>	<p>第5章 総会および理事会等</p>
<p>(総会)</p> <p>第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。</p> <p>3. 通常総会は、毎年事業年度終了後2カ月以内に開催する。</p> <p>4. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において必要と認めるとき</p> <p>(2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき</p> <p>(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき</p>	<p>(総会の種類)</p> <p>第21条 本協会の総会は、定時総会および臨時総会の二種とし、定時総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に開催するものとし、臨時総会は次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会において必要と認めるとき</p> <p>(2) 会員の3分の1以上、または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第21条 総会は、前条第4項第3号の場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2. 前条第4項第2号に掲げる場合には、会長は、請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。</p> <p>3. 総会の招集は、少なくともその開催日の10日前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第22条 総会は民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2. 前条第2号に掲げる場合には、会長は、30日以内に総会を招集しなければならない。</p> <p>3. 総会の招集は、少なくともその会費の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって通知するものとする。</p>

新 定 款 (案)	旧 定 款
(総会の決議方法等)	(総会の議決事項)
<p>第22条 総会は、会員総数の1分の1以上に当る会員が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2. 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。</p> <p>3. 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>4. 総会の議事は第24条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の欠すところによる。</p>	<p>第23条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 事業計画および収支予算の決定または変更</p> <p>(3) 事業報告、貸借対照表、財産目録および収支決算書の承認</p> <p>(4) その他理事会において必要と認めた事項</p>
(総会の議決事項)	(総会の議長)
<p>第23条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 加入金、会費、賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更</p> <p>(5) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認</p> <p>(6) その他理事会において必要と認めた事項</p>	<p>第24条 総会の議長は、会長が行なう。</p>
(特別の議決)	(総会の議決権)
<p>第24条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 会員の除名</p>	<p>第25条 会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。</p> <p>(総会の議決方法等)</p> <p>第26条 総会は、会員総数の3分1以上の出席をもって成立する。</p> <p>2. 総会においては、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。</p> <p>3. 総会の議事は、次条各号に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p>
(書面又は代理人による議決)	(特別の議決)
<p>第25条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の書面は、総会の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。</p> <p>4. 第1項の規定により議決権を行使する者は出席者とみなす。</p>	<p>第27条 次の事項は、会員総数の3分の2以上の会員が出席し、その議決権の過半数以上の議決を必要とする。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 会員の除名</p>
(議事録)	(書面または代理人による議決)
<p>第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び会議に出席した会員の数</p> <p>(3) 議案</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選出に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。</p> <p>3. 議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。</p>	<p>第28条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の書面は、総会の会日の前日までに本協会に到着しないときは、無効とする。</p> <p>3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。</p> <p>4. 第1項の規定により、議決権を行使する者は、出席者とみなす。</p>
(議事録)	(議事録)
<p>第27条 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。</p> <p>3. 議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 理 事 会</p> <p>(理事会)</p> <p>第27条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。</p>	<p>第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時および場所</p> <p>(2) 会員の現在数</p> <p>(3) 総会に出席した会員数</p> <p>(4) 議案</p> <p>(5) 議事の経過の概要および結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選出に関する事項</p> <p>2. 議事録には、議長および議長が指名する出席会員2名以上が署名または記名押印するものとする。</p>
(理事会)	(理事会)
<p>第27条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。</p>	<p>第30条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。</p> <p>3. 理事会は、理事の過半数以上が出席しなければ開くことがで</p>

新 定 款 (案)	旧 定 款
<p>3. 理事会の議長は、会長がこれに当る。</p> <p>4. 理事は、代理人によって議決に加わることができる。</p>	<p>きない。</p> <p>4. 理事会は、第32条において準用する第22条第3項の規定にかかわらず、緊急を要する事項については開くことができる。</p>
<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第28条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。</p> <p>(1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法</p> <p>(2) 事業計画等総会に附議すべき事項及び総会の招集に関すること</p> <p>(3) 総会の議決した事項の執行に関すること</p> <p>(4) 諸規定の制定又は改廃に関すること</p> <p>(5) その他理事会において必要と認めた事項</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第29条 第20条第4項第2号、第21条第3項、第22条、第25条第3項及び第4項、並びに第26条の規定は理事会に準用する。</p>	<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第31条 この定款において、別に定める事項のほか、次の事項は理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 総会の招集および総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関すること</p> <p>(3) 諸規定の制定および改廃に関すること</p> <p>(4) その他会長が必要と認める事項</p> <p>(準用)</p> <p>第32条 第21条第2号、第22条第2項および第3項、第25条、第26条第2項および第3項、第28条および第29条は理事会に準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 部 会</p> <p>(部 会)</p> <p>第30条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、部会を置くことができる。</p> <p>2. 部会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。</p>	<p>(部 会)</p> <p>第33条 本協会に、第6条の事業を推進するために、会長が必要と認め、かつ、理事会の議決を経て部会を置くことができる。</p> <p>2. 部会は、会長より付託された事項について調査審議し、その結果を報告するものとする。</p> <p>3. 部会の部会員は会長が任命する。</p> <p>4. 部会の数、名称、組織、運営、特別部会費等に関する規程は、理事会の承認を得て別に定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 事務局及び職員</p> <p>(事務局及び職員)</p> <p>第31条 本会に事務局を置く。</p> <p>2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p> <p>3. 職員は、会長が任免する。</p> <p>(事業の執行)</p> <p>第32条 本会の業務の執行の方法については、総会で定める規約によるほか、理事会で定める。</p>	
<p style="text-align: center;">第8章 資産及び会計等</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。</p> <p>(1) 本会の設立当初に寄付された財産</p> <p>(2) 加入金、会費、賛助会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 助成金又は交付金</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) 資産から生ずる収入</p> <p>(7) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第35条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。</p> <p>2. 会計に関する規程は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会 計</p> <p>(会計年度)</p> <p>第34条 本協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第35条 本協会の資産は、第8条、第11条に定める加入金および会費、第12条、第13条に定める賛助会費、特別会費および第33条に定める特別部会費ならびに資産から生ずる収入、その他の収入による。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第36条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。</p>

新 定 款 (案)	旧 定 款
<p>(経費支弁の方法)</p> <p>第36条 本会の経費は、資産を廻して支弁してはならない。</p> <p>2. 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(監査)</p> <p>第37条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 収支に関する決算書類</p> <p>(3) 財産目録</p> <p>2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。</p> <p>3. 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第38条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。</p>	<p>(経費)</p> <p>第37条 本協会の経費は、資産をもってこれに充てる。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第38条 事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成するものとする。</p> <p>2. 事業計画および収支予算は、総会で成立するまでの間、前年度の事業計画および収支予算の範囲内において行なうものとする。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第39条 会長は、毎会計年度の終りにおいて、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を得て、定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 財産目録</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 収支決算書</p>
<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p> <p>(解散)</p> <p>第39条 本会は、総会の決議、合併、破算、事業の全部の譲渡によって解散する。</p> <p>2. 本会の解散後における残余財産の処分は、総会において定める方法による。</p> <p>3. 本会が解散したときは、合併および破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 雑 則</p> <p>(解散)</p> <p>第40条 本協会は総会の決議、合併、破算、事業の全部の譲渡によって解散する。</p> <p>2. 本協会の解散後における残余財産の処分は、総会において定める方法による。</p> <p>3. 本協会が解散したときは、合併および破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において、他人を選任したときは、この限りではない。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(初事業年度)</p> <p>第40条 改組初年度に限り、本会改組の日から昭和53年3月31日までをもって1事業年度とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(初事業年度)</p> <p>第41条 初年度に限り、本協会成立の日から、昭和42年3月31日までをもって1事業年度とする。</p>

〔第4号議案〕：「日本加工食品卸協会」

発足趣意書(案)、基本(案)、具体(案)に関する件

新規会員、賛助会員の勧誘に当り発足趣意書が用意されることとなり、原案の朗読を事務局より行ない、また基本(案)、具体(案)についても検討。協議の結果、全員異議なく承認。

趣意書の全文は次の通り。

日本加工食品卸協会発足趣意書(案)

わが国の加工食品産業は近年急速に伸長し、すでに生鮮食品を凌駕するまでに成長したとも言われているが、それだけに加工食品は国民生活のうえにおいて欠くことのできない極めて重要な役割を占めており、これらの加工食品をいかに円滑に流通させるかがわれわれ卸売業者としての使命とされている。

しかしながら最近における経済情勢は誠に厳しいものがあり、こうした環境の中において、とくに流通部門の中核を担っている加工食品の卸売業界にあっては個別の企業努力のみでは最早や対応することが困難な立場に置かれようとしている。

このような情勢のもとにあって強く要請されることは、加工食品卸売業界における体質の改善と流通機能の合理化、さらには業界の力の結集であり、それらを推進するための加工食品卸売業者による全国的な組織統合が急務とされている。

ところで当該業界における全国団体は缶詰の卸売りを業としているものの集まりである全国缶詰問屋協会が唯一の存在であり、同協

会員は缶詰という業種に限られた任意団体に属してはいるが、同協会員各企業は多様な加工食品の大手卸業者であって、すでに創立10年目を迎え、現在までそれなりの業績を果してきた。

しかしながら、その間における食品流通そのものの様相は大きな変化をたどっており、この時流に対応するためには缶詰以外の加工食品を含めての卸売業という観点から団体のあり方を見直そうとの気運が高まり、こゝに総合的な加工食品を対象とする新しい団体づくりを推進すべく種々協議を重ねた結果、新たに加工食品全般を対象とする全国組織として同協会の定款を変更して、各卸売団体の賛同のもとに改めて全国の加工食品卸売業者に広く会員参加を呼びかけ卸売業界の大同団結により、加工食品卸売業における流通の近代化と経営の合理化を推進し、業界の健全な発展を図るとともに国民生活の向上に貢献することを目的とする日本加工食品卸協会を発足するものである。

〔第5号議案〕：改組スケジュールに関する件

事務局より、去る1月28日の理事会において全缶協の改組、改称し、日本加工食品卸協会が発足することとなった時点から本臨時総会までの会議経過を報告、さらに今後次の日程により改組作業が進められる旨述べ、これまた異議なく承認された。

本臨時総会終了後、4月10日前後までに主だった地域の会員店、支店、支社ならびに地域同業会等に対する説明会を開催し、本格的勧誘活動が

開始される。

4月14日 東京木曜会

5月12日 ”

5月19日 新組織化委員会・理事会

※5月25日 日本商工会議所において理事会、定時総会。定款変更後「日本加工食品卸協会」発足。同所にて祝賀パーティー。

なお発足後、6月時点で理事会を開催し、部会等の規定を決め、さらに各部会、委員会のメンバーの構成組みを行なったあと新事業活動が開始されることになるが、目標は法人化をめざす旨説明。

議長；「役員のリ任か、辞任かの問題については先きほどの理事会でも協議したが、全員留任の方向であり、定款変更により理事増員のうえのスタートということになる。本件については改めて定時総会でも問うたうえ対応して参りたいが、一応発足した暁、可及的速かな時点で役員のリ任を考えた」との意向を述べた。

[第6号議案]：昭和52年度事業計画、

予算計画等に関する件

まず事務局より改組年度における事業計画につきその原案を朗読、協議した。

本件につき会長より、どのような事業活動をするか、現段階で明確にすることは非常に困難であり、経験的に積み重ねて行くこと以外になく、そのためには第一線の実務担当者の英知によって漸次充実を期して参りたい旨の意向が述べられた。

なお、賛助会員の一人から部会、委員会の会長権限につき質問があったが、部会は会長の諮問機関であるとの説明がなされたあと、本案を異議なく承認した。

52年度事業計画(案)

日本加工食品卸協会

全国缶詰問屋協会の定款を変更し、こゝに日本加工食品卸協会と名称を改め、業界永年にわたる願望であった加工食品の有力卸業者が結集した全国団体を発足させる運びとなった。

申すまでもなく業種拡大に伴う加工食品の事業と、その活動分野は多岐にわたることになるが、発足初年度、すなわち昭和52事業年度における事業計画については、過去10年間、全国缶詰問屋協会として活動、運営してきたその貴重な経験を生かし、全国団体としての襟度と権威を保ちつつ、流通基盤の強化ならびに業界の健全化に重点的なエネルギーを注いで参りたい。活動の根幹としては円滑な運営を期すべく機能別に部会を配置し、さらに具体的作業の推進を図るため各部会に委員会を設け、定款第4条に掲げる事業を行なうこととする。

部会構成は当面、食品部会、缶詰部会、流通部会等を置き、まず全国的視野に立っての現状分析を手はじめに問題点を究明するとともに、長期的展望における対策についても併せ諸施策を講じて参りたいと考えている。

1. 食品部会の構成および運営

食品部会のなかに品種グループ別の委員会を置き、加工食品の調査研究及び情報の収集並びにその提供活動を推進するよう努力致したい。委員会は例えば一つの案として嗜好品類、油脂調味品類、農産加工品類

水産加工品類、畜産加工品類および冷蔵冷凍品類などのグループが考えられる。

委員会運営は品種ごとに内容、性格が異なり、共通の問題として情報を収集、提供することは極めて困難ではあるが、いかなる事態が発生しようとも、それに常に対応できるように委員会は順応性があり、かつ独自性ある運営を期すことと致したい。

活動の具体的検討は月例の東京木曜会、理事会に委ねられるが、適正流通、品質向上、普及宣伝、新製品開発、規格の整備、調査研究等数多くの事業があげられる。

2. 缶詰部会の構成と運営

全国缶詰問屋協会改組前の品種別部会は缶詰部会の委員会に移行し、情報活動が開始されることとなるが、基本的活動は缶詰にあってはいずれも継続事業として52年度に引き継がれ、缶詰の適正生産、適正供給の実現、缶詰原料の安定化のための対応、規格、品質対策面における流通部門の立場からのJAS改正への参画、食品衛生法に関する情報の収集と動向把握、クレーン実態調査、消費者ニーズに基づく適正価格の実現等、従前に劣らない活動を推進する所存である。

(社)日本缶詰協会、日本製缶協会との協力による缶詰の共同宣伝あるいは日本リンアップル輸入協会、沖縄リンアップル缶詰協会の普及宣伝活動への協力、その他日本蜜柑缶詰工業組合とのタイアップによる缶みかんPR、原料耕作者、パッカー団体との懇談会等にも積極的に取り組み、缶詰産業の発展に資したい。

なお、缶詰部会の委員会は、果実、蔬菜、水産、食肉、パイン、品質規格、普及宣伝の各委員会により構成されることになろう。

3. 流通部会の構成と運営

加工食品卸売業界の現状とその将来は極めて厳しい経済環境の中に置かれているといえるが、流通段階における体質の改善と流通機能の合理化、さらには流通機構の近代化は最も重大な当該業界の課題となっている。日本加工食品卸協会は、これら山積した課題に挑戦するために発足したと言ってもよく、物的、商的流通面においての問題点の追求と施策を講ずるため、こゝに流通部会を置き、意欲的な活動を展開して参りたい。委員会は物流委員会、商流委員会等が考えられる。

また、販売対策、流通改善等も活動の範疇に入ろう。こと流通にかかわる問題は常に調査、分析を試みるとともに、その対策については広く会員からの意見を求め、全国団体の立場において解決を図ることとする。

そのためには、流通部会を通じての地域活動も積極的に展開されることとなろう。

加工食品の取引コード、問屋関係の統一伝票等の普及も今後大きな活動分野の一つとなる。

上記の3部会を主軸として、あらゆる問題に対処して参る所存であるが、特に改組初年度の食品部会ならびにこれに関連する流通部会の活動はいずれも初めて経験する事業であり、問題点を一つ一つ消化し実績を積み重ねて行くこと以外になく、会員の英知を結集し、

円滑な運営が実現できるよう努力して参りたい。

次に部会活動、委員会活動とも関連して推進すべき事業を掲げることとする。

④ 消費者対策は今後さらに重要な活動分野の一つとなろう。商品の啓蒙・啓発はメーカーのみにとどまらず卸売業者の責務でもある。その意味においても消費者と積極的な対話を進めるよう努める。

⑤ 関係団体との連携と協調、さらには関連官公庁への加工食品卸売業に関する行政施策に対する協力。時に当っては建議、請願も独自の立場で行なう実力団体となることをめざしたい。

⑥ 事務局内部の充実を図り、広報活動に重点を置き、また研究会、講習会等を開催し地域会員との交流を深める。

⑦ 新規会員の勧誘活動は継続的に行ない、卸団体としての強化と質的向上を図り、やがては法人化すべく鋭意努力する。

以上、理想を語ることは易いがその実践は容易ではない。初1年度はまず地盤固め、基礎づくりにあり、団結こそ最高のメリットであるとの自覚のもとに会員相互の協調を図り、加工食品業界の生産から小売、ひいては消費に至るまで流通というかなめの位置にあって共存共栄の道を拓き開くべく大同団結の情熱を注がんとするものである。

こゝに事業計画としての概略を述べ、迅速、的確な措置を講ずることとする。

以 上

52年度予算計画については、事務局より全任

協の51年度見込み決算表をもとに説明。

3月22日現在の有高および52年度繰越見込額は次の通り。

総 収 入	21,992,734 円
総 支 出	15,486,960 円
差 引 残 高	6,505,774 円
年度末収入見込	+ 340,000 円
	6,845,774 円
年度末支出見込	- 2,521,000 円
52年度繰越見込	4,324,774 円

なお、日本加工食品卸協会発足時点の52年度目安予算としては、新規加入会員分 4,500,000 円、新賛助会員分 12,000,000 円と見込を建て合計 16,500,000 円。これに対し全任協分としての予算は前記繰越見込額を含め 22,254,774 円とみて総合計予算額は 38,754,774 円の目安である旨述べた。

本件につき議長は予算規模の見方は安全度を取りミニマム予算となっているが、現段階で大きな予算を組むことは極めて危険であり、この目安予算を上回るよう努力したいと語った。

以上、本件についても全員これを承認。

[第7号議案]：昭和52年度会費賦課徴収方法に関する件

北田専務理事より、52年度への繰越見込額と5月25日の日本加工食品卸協会発足時点までの約2カ月間に要する費用は余裕のない状態であり、本臨時総会の承認が得られれば、現会員の会費は51年度の同額の据置きでもあることから、4月に入った段階で年間会費の請求をお許し願えないかとの事務局提案を行ない、さらに議長より大要次のような要請がなされた。

「現在の会員および特別会員、賛助会員の会費

については51年度と同額とし据置きとする。しかし、専務理事の報告の通り年度はじめは改組費用が相当額喰い込むこと、発足までになお2カ月間の継ぎが必要であるため資金繰りが非常に困難である。従って事情ご高察願ひ本臨時総会のご承認を得て4月の新年度に入った段階で52年度分の年間会費を4～5月のうちに納入いただきたい。

なお、新規会員ならびに新規賛助会員の会費については会費査定委員14名で厳正公平な査定を行ない、理事会、総会の議を経て納入することになるが、定時総会の時点での会費の額決定では、予算の組みたても協会運営も円滑にできないことになるので、あらかじめ会費の額を諒承のうえ加入手続きを取っていただくこととしたい。

従って、新規会員についての会費の額は理事会と査定委員に委ね、その徴収については定時総会後2カ月以内に年間会費を一度に納入することにご協力願う。ただ新規加入会員の加入金については4月末までに加入のものに限りゼロ徴収とする。以上のような考えについていかがか。」

本件審議の結果、議長提案通り全員が承認、現会員については4月に入ってから請求し、年間会費を納入願うこととなった。

なお本件に関連し、萩原監事より監査に当り、思うことは未払いがあることで途中の退会は月の如何を問わず、年間会費全納のうえ退会することを理事会で規定する必要があること、また、会費は例年総会後2カ月以内に納入するという基本線をあらかじめ理事会で規定づけておくよう講じてはどうかとの要望があり、理事会に諮ることとなった。

〔第8号議案〕：新規加入会員、賛助会員

の勧誘に関する件

新規加入会員、賛助会員については一応各理事店会社等から寄せられた推薦候補店をリストアップ、さらに新組織化委員において会費の額等を検討、現在呼びかけ対象として正会員800社程度、賛助会員221社の候補があがっているが、このうち何割が加入するかが注目される。しかし一社でも多くの会員加入を募るには現会員が相協力し手分けして当ることが最も望まれるところであり、勧誘文書については全任協会長名で直接呼びかけるとともに、得意先関係にある会員店と全任協との連名でのお願い文書もとのえることとしている旨、事務局の考えを述べ、また各地域における説明会も積極的に行ない実効をあげるよう努力したいとの事務局意向が語られた。

本件につき全員賛同。

〔第9号議案〕：改組準備費流用の件

改組活動に当り勧誘作業あるいは文書作成、地方説明会等相当の費用が必要とされるが、一応150万円程度を見込み、これは51年度の予備費で流用したい旨諮り承認を得た。なお実際の記帳は現行の項目に充当記帳する。

〔第10号議案〕：その他

5月25日の改組時点において発足祝賀パーティーを開催することに一応理事会で内定した旨報告、その経費は概ね半額を協会負担とし、半額程度を会員より会費として協力願う方向で検討中であるとの説明がなされた。

日 時 5月25日 PM 4:00～6:00時

場 所 日本商工会議所スカイルーム

☆ ☆ ☆

以上全議案を審議し、午後4時30分とどこおりなく終了した。

西部政策調査部会

3月3日午後1時30分より大阪化学繊維会館において西部政策調査部会を開催。改組にあたりその進行状況の報告や新団体運営についての政策調査部会員の幅広い意見が求められた。

まず会長より次のような挨拶があった。

「今日は全缶協の改組を中心としてご協議願うわけだが、この新組織化については昭和48年10月の中部政策、西部政策の両調査部会において、缶詰だけでなく我々会員が扱っている缶詰以外の加工食品を含めた団体にすべきだとの声が発端で、このことは49年の調査部会においても重ねての要望があり、前向きに取り組むこととなった。

その後、数多くの協議を重ね、全缶協案をまとめ農林省商業課長の諒承を得たうえで、1月28日理事会を開催し改組、改称することを決定、5月に正式発足することとなった。

低経済に入った流通業界は利潤を得ることが極めて困難な段階に入ってきており、全缶協としても加工食品を含めての業界がいかにマージンを確保するか、新団体づくりもそこに最終目的があるといえる。

新団体がどのような事業を手がけるのか、これをいま具体的に説明するのは困難であるが、組織化が進行するなかで解決されることは多々あると思う。このたびの理事会で方針が決定したので、これを進めるに当り政策調査部会のみなさまのご意見、ご協力をお願いしたい。」

(部会員の意見)

○ これは新組織化委員会、理事会の方々我真剣に検討されたうえでのごことであり、われわれはこれを諒承し発足することになるのだと思って

いる。

- 新規会員の呼びかけをどういう対象とするか、いかに会員をふやすかの問題が基本であろう。ところがいまの内容では新会員を勧誘するのに訴えるポイントがなくやりにくい。減税といえはすぐ理解できるが、新団体のやることを判断させることは大変であると思う。
- 呼びかけの対象として年商を15億～20億円以上とするのか、あるいは10億円以上とするのか基準のおき方で相当違ってくる。また菓子業界は食品部会の区分の中では嗜好品の部類に入るのだろうが、扱業者も多く抵抗があるのではないか。
- 勧誘について、さきほど事務局は200社が最高目標であると説明したが、これは最低目標ということではないか。いままで缶詰と謳っていたからむずかしい点もあったが、加工食品となれば、それなら加入しようという会員は相当あろう。
- 部会については1社で複数部会に入ることもなる。
- 業界新聞に20億円以上の売り上げ順位表が出ているが、広島以西を拾うと29社ある。この表に載っていないところをチェックすれば35～40社となる。やはり勧誘基準を設け選ばれたところとして呼びかける方が効果がある。また、会費のランクづけすることもよいのではないか。
- 勧誘に当って地域同業会に呼びかけることはかえっておかしくなるので、個々呼びかけの方がよい。
- このことは非常に重要なことだと思う。このことでこの調査部会に出席させてもらったわけ

でもあるが、東京都食品卸同業会としても新団体がどのように連動するのか、みなさんの意見を参考にしたいと思っていたことである。これは会員勧誘とも絡った問題である。

○ 大阪の同業界では78社のうち28社が全缶協に加入している。

○ 趣旨を徹底しておかないと事業はたしかに違うのだから関連性はむしろかくなる。

以上打合せの結果、会費の勧誘についてはリスト表にもとづき各自に候補者をチェックし、また記入もれの会社については補足し事務局宛に3月10日までに送付願うこととなった。また呼びかけの対象としては年商10億円以上という線も話合われた。

中部政策調査部会

3月8日午後1時30分よりホテルニューナゴヤ8階会議室において中部政策調査部会を開催した。

会長、部会長の挨拶のあと議題にそって北田専務理事より全缶協の改組に関する経過報告、改組スケジュール、趣意書案、基本案、新定款案について具体的説明を行なったあと、団体との連繋問題ならびに会員の勧誘方法を中心として積極的な意見交換がなされた。

(部会員各位の意見)

○ 組織変更は事務局において具体的に進めており、改組そのものについては異存はないが、問題は地域同業会等、団体との連繋、会員の勧誘であると思う。中部地区では中部食品問屋連盟があり、かなりまとまった地域団体である。こ

れとどのように連動するかが問題で、特に会員勧誘は二重加入というケースが生じる。かといって新団体はある程度会員勧誘しないと運営が困難であろう。出来れば団体加入が一番のぞましい。

○ 全国団体が連合会的な団体にならないか。

○ 地方業界にもそれぞれ組織があるが、中食連からの勧誘もあってそのうえに全国団体となるとかれこれ10万円は必要となる。しかしこれはお互いが諒承しつつ負担していることであり、業界をいかに守るかという大事な目的がある。どうしても単独では出来ない問題が多々あるにも拘らず我々はしっかりした団体を持っていない。従って地方と全国との組織があり、しかも一貫性のある本部、支部といった機能が配慮されると非常にありがたい。

○ 中食連の理事会でこのたびの件をどうするか緊急に検討する必要がある。現在中食連の正会員は三愛岐三県で100社程度、また賛助会員も100社余りあるが、このように名古屋はまとまっており、各個にどのように対処するかを考えたい。

活発な協議の結果、森下部会長の提案により会員の勧誘については3県において20社前後の加入会員を確保すべく中食連事務局で検討することとなった。

東部政策調査部会

3月9日、午後1時30分より全缶協会議室において、3地区の政策調査部会の意見取りまとめも兼ね、東部政策調査部会を開催した。

一連の経過報告のあと次のような方向づけがなされた。

○ 西部、中部の調査部会でも具体的にどのようなメリットがあるかが質問されたが、これは今後新たな部会、委員会が設置され、商品別に問題点を分析し、活動していくわけで、現時点で論ずることは無理がある。

端的には流通マージンの確保であり、例えば巨額の金が後払い口銭としてメーカーに無利子で預けられているが、この善処方の要請にしても全国団体としてのメリットは大いに発揮される。

部会、委員会の運営等いずれにしても缶詰については従来の活動からよく判っているが、加工食品については商品によって性格が異なるので、まずスタートしそこで問題提起し活動を行なっていくことになる。同業会等地域団体との連繋問題は西部も中部もリストをチェックしたうえで勧誘先を連絡いただくことになっており、東部の場合も東京は同じような作業になると思われる。

以上、西部、中部の意見も整理し新組織化委員会、理事会、木曜会に意見報告することとなった。

◇ 3月16日 新組織化委員会、理事会

(第5回) 新組織化委員会

10時より全缶協議室において開催し、3地区政策調査部会の結果報告、会員勧誘リスト、新定款案の検討、会費査定委員の選出を行なった。

[協議内容]

今後の重点作業となる会員勧誘活動に際しては、地方会員並びに地域同業会に新団体発足の趣旨徹底を図り、新規会員の勧誘に対して協力を依頼すべく、各地の全缶協会員を対象に説明活動を進めることとなった。

本部担当による説明会開催地(予定)は次の通り。

札幌、仙台、新潟、中国地区、福岡。

理事会

新組織化委員会に引き続き午後1時より理事会を開催。

改組作業状況報告、会費査定委員の委嘱、統一伝票、品質表示基準設定の進行状況を報告。さらに臨時総会の提出議案を審議した。

[協議内容]

○改組作業状況について午前中の新組織化委員会で、地域説明活動を行なうことが決定した旨報告。

○会費査定委員会は、従来の委員7名に新組織化委員のうち7名を新たに加えた14名に委嘱した。

委員は次の通り。

和気 正夫氏 鈴木 崇氏

松村 義雄氏 森下 裕氏

野田喜三郎氏 萩原 弥重氏

杉村佐太郎氏 川崎 末生氏

北村 伝司氏 杉谷 隈男氏

大橋庄三郎氏 国分 道夫氏

森際 幸夫氏 木本 哲夫氏

○問屋関係統一伝票についてはほぼ検討が終り、最終的案が作成されたこと、また品質表示基準の設定に関しては、農林省での作業が遅れてお

り、3月告示は不可能で感触としては8月頃を予定していると思われるとの報告を事務局より行なった。

○臨時総会提出議案は検討の結果、新定款案の役員の数について理事25人以上35人以内と改めることとなり、他はすべて全議案とも原案の通り承認された。

(3月度)東京木曜会

3月17日午後3時から全銜協議室において東京木曜会を開催し、新規会員・賛助会員の会費等について協議を行なった。

〔3地区調査部会の結果報告〕

西部、中部、東部では趣旨に対しすべて賛同が得られ、各地同業会等、地域団体と十分連携し、会員勧誘活動を積極的に進める。

西部においては大阪、京都の方から会員候補店をチェックしアドバイスをいただき、中部は三愛岐において協議を行ない、少なくとも20社の加入を目標にとの協力体制が得られた。また東京の同業会とも疎通を図り近々具体的な活動に入っていくとの報告が事務局よりなされた。

〔新規会員、賛助会員勧誘について〕

会費査定委員会のたき台とすべく会員推薦候補店547社の会費査定を行なった。会費は各社一率の平等割が1万円、あとが査定割となっていて、ランク構成は3万～25万円までの7ランクである。

賛助会員(メーカー等)については、最高を正会員と同額の25万円、最低は5万円とし、ナショナルブランド、ローカルブランド等も考慮して会費査定をし早急に案を作成することとした。

(第6回)新組織化委員会

3月23日、10時30分から鉄道会館ルビーホールにて開催し、正会員、賛助会員の勧誘先、会費、勧誘方法等について検討を行なった。

〔協議内容〕

去る17日の東京木曜会でたき台として取りまとめられた賛助会員勧誘リスト表の221社につき、会費査定額等を検討し、チェックもれなど候補店を追加、事務局でさらに整理し勧誘一覧表を作成することになった。

正会員については500社余りの見直しをし、ほぼ問題なしとされたが、あと追加分が約200社位出てくると思われるのでその都度検討していくこととした。

また、正会員勧誘方法であるが、従来通り取り引き関係にある現会員からの加入お願いの文書と事務局からの文書とで呼びかけることとし、メーカーについても賛助願うということで理事店、全銜協連名による書状を持参し、協力をお願いするとの方法を採用することとなった。なお勧誘の担当会社については次回木曜会を早々に開き検討する。

理 事 会

3月23日、午後1時よりルビーホールにおいて理事会を開催。新組織化委員会協議内容報告、臨時総会提出議案の包括協議、その他につき審議した。

〔協議内容〕

○正会員勧誘先については現全銜協会員と同じ7ランクで会費の査定をし、賛助会員は5万～

25万円までの5ランクに分けた。これらはさらに事務局で整理し、査定委員が公正適正な査定をしたとの姿勢により改めて委員各位の承認を得ることになった。

- 臨時総会提出議案として「52年度事業計画案」、「全缶協51年度見込決算表」、「日本加工食品卸協会目安予算」の各資料が新たに諮られ承認された。

なお、部会の構成で缶詰と食品に分かれているが、缶詰のウェートが高すぎて新規会員に誤解が生ずるとの意見が聞かれると質問があり、これに対して缶詰は問屋がブランドオーナーである率が高く、問屋がリスクを負う危険があるので、全缶協スタート時点の目的の問屋リスクを軽減するということから缶詰のウェートは落さない旨説明がなされた。

- その他、新組織の役員構成については、現役員全員留任で理事の補充をする案と、一応全員辞任して再選しなおすとの2案が議長より提案あり協議されたところ、現役員の十分な協力が得られなければ運営が困難とされ全員留任が決議された。

発足祝賀パーティーについては実施の方向で作業を進めることとなった。

蔬 菜 部 会

3月22日、午後1時30分より全缶協会議室にて蔬菜部会を開催し、缶詰全国大会の報告、アスパラ、マッシュルームの情報交換を行なった。

〔缶詰全国大会報告〕

北村部会長・中山理事から概略、報告がなされた。

大会の報告は24ページ参照。

〔缶詰の情報交換〕

- ことしは全般的に見て昨年同様豊作見込みである。
- 缶大会では51年度生産量424万という報告だが、実際にはこれに30万位プラスされなければならないと思う。
- 各地の作柄は昨年より悪い地域はないと見られ、従って原料価格は前年より安くみるのが自然と思われる。
- 大会の報告では280万近くが輸入されたことになっているが、税関によってはグロスウェイトで集計したりして正確な数字がつかめない。
- 持ち越しについては100万もあるという意見からだいぶ消化されたとするものまであるが、ことしのパッカーの生産意欲は、全体的に強気で、前年より増産を計画しているところが50%、並が35%、前年以下が15%となっている。

- 缶缶実勢仲間相場（単位：円）

ALL	3,500	缶A大	2,500
	L	中	3,300
	M	小	3,800
	S	缶B大	2,300
	SS	中	3,000
	T	小	3,300
BLL	3,000	傷A大	2,800
	L	中	3,100
	M	小	3,500
	S	傷B大	2,600
	SS	中	2,900
	T	小	3,200

CLL	2,700	折A大	2,700
L	3,200	中	3,000
M	4,300	小	3,200
S	5,000	折B大	2,500
SS	5,400	中	2,700
T	5,400	小	3,000
割A	2,700	先大	3,500
B	2,500	小	4,000
C	2,300	もと	1,500

加工用 2,100

- 出来秋の1,000円安位で投げているので、太物はよく動いているが、売り込みも激しく50年物のほか49年ものまである。

その他、1号缶Tサイズに30～40本あるいは100本も詰めているものがあり、JAS規格では16本以上とはなっているものの、せめて20本以下でないと1号Tに対する信用がなくなってしまうため、規格部会等での検討が要請された。

〔アスパラ缶詰の情報交換〕

- 昨年は持ち越し等があり原料価格285円におさえてきて、最近グリーンなどの出方がよくなっている。

在庫については、種々の意見があるが、スーパー等の陳列面積が広がったため、うすく広く残っていると思われる。

本年からJAS規格の変更でアスパラの固形量が少なくなるため、数量的に1割位の増産になるとと思われる。この増産と原料の値上りによる小売価格の上昇からみて、はたして消費されるかが疑問である。(W原料1キログラムの値が250/Wの小売価格とほぼ同値となる)

アスパラ地区別原料価格 (円/Kg)

地区 年度	17cm北海道	14cm福島	14cm岩手
48年	245 - 220	240 - 190	230 - 150
49年	340 - 310	285 - 215	300 - 220
50年	320 - 290	310 - 240	325 - 200
51年	285 - 245	330 - 250	337 - 205

東京市場における平均小売価格(単位:円)

	250/W	250/R
48年	240	215
49年	330	300
50年	290	260
51年	280	250

- 価格の上昇は問屋の注文が多すぎることに起因しており、ことしの注文は昨年より50%増えている。パッカー1社で12～13ものブランドを製造しており、注文があるため多少高くとも原料を買い付けることになる。

なおアスパラについては、3月25日に北海道耕作者との懇談会が予定されているが、この席上、固形量の削減の中で価格のアップ分を吸収されたいとの要請をし、価格の上昇を極力押さえることとなった。

〔マッシュルーム缶詰の情報交換〕

- 台湾、韓国物で品質が悪いものが多くなっており、台湾等のメーカー代表を呼んで安定消費を伸ばすよう品質向上を訴えることも考えたい。

また、輸出検査所の水準が低く、日本の検査員等との交流で質を高めていくことも必要であるとの意見もあった。

マッシュルーム缶詰の需給状況

日刊経済通信社調 (単位: 千函)

年度種別	前年持越	当年生産	当年輸出	当年輸入	当年供給	当年消費	翌年繰越
45 実函	50	284	56	70	348	348	0
2/2	30	182	36	60	236	236	0
46 実函	0	356	34	70	392	392	150
2/2	0	246	20	62	288	288	100
47 実函	0	551	36	77	592	442	150
2/2	0	389	23	68	434	334	100
48 実函	150	724	74	111	911	511	400
2/2	100	437	53	89	573	263	310
49 実函	400	523	87	71	907	607	300
2/2	310	343	62	63	654	444	210
50 実函	300	382	48	170	804	704	100
2/2	210	219	34	147	545	482	60
51 実函	100	350	—	420	870		
2/2	60	200	—	370	630		
52 実函		400	—	550			
予想 2/2		230	—	500			

- (注) 1. 生産量は国内原料による缶詰パックのほか、輸入原料による缶詰リパックが含まれる。
 2. 2/2換算は1%とした。
 3. 51年の輸出実績は2/2換算で182%と1,000%に満たなかったので一応無実績とみなした。

北海道アスパラ
 耕作者代表と懇談会

新物アスパラガス缶詰の製造期を控え、3月25日午後1時半から日缶協議室において北海道アスパラガス協会ならびにパッカー代表と全缶協在京野菜部会員代表とにより、本年度で第3回目の懇談会を開催した。

懇談の概要は次の通りである。

〔生産者側〕

- ことし大阪、名古屋、東京地区と市場調査を

してきたが、小売店において古い製品が目止まらなかったこと、しかも価格の上下もなく安定しており、昨年～1昨年に比し順調と見る。

- ホワイトがまず品枯れとなってからグリーンチップドの引合いが出るという傾向にあるが、これが一緒に消化されるような方途はないものか。その原因がホワイトとグリーンチップドとが品質的に格段の差があるとみられている点によるのではないかと思われるが、品質の差はなく、むしろ栄養分がある面を強調するなどの方法を講じたい。

- 業務用は別としても一般消費者向けは混合づめの製造が出来るよう J A S で検討してみてもどうかの意見がある。
- 原料価格は過去 2 年間据置きとされたが、今後最も心配されることはそれに伴っての生産意欲の減退である。ある程度の原料価格の引上げに協力してほしい。
- 昨年の生食向けグリーンアスパラはあまり出回らなかったが、缶原から生食へと増える傾向にあり、ことしは横這りするものが相当あると見られる。一部には 6,000 トンの見方もある。
- 原料は厳選している。

オールグリーンは現在の日本では製造できない。そこで何とかホワイトとグリーンチップドの混合づめを進めたいわけだが、グリーンチップドの呼び名はどれも好ましくなく、かつてのペールのような名称に変更するようなことも考えたい。

[全缶協例]

- たしかに消化は順調だが、感じられているほどに売れているとは思えない。
現在小売店は大型化し、売場面積も広がっているため、薄く広くという状態にある。特売はなくなったが、価格が出来秋と同じなのは在庫の関係がある。
- 混合づめとなればやがてオールグリーンでも混合づめとなりかねない。また、これを造ればホワイト価格に右へならえとなる。
- 混合づめは次期尚早であり、今後の研究課題としたい。
- 原料を引上げなければならないの理由はよく判る。しかしことしから内容量が減るので、仮りに昨年と同じ収穫とみるなら実質的には 1 割

増となる。その部分をみて昨年並みの価格でとどめられないものか。

- 原料が引き上げられれば我々もそれについて上げたいところだが、それでは消費者がついてこない。
- 混合づめを将来やるということであるなら原料規格を厳選する必要がある。

なお、今後のこととして年間を通じての大手筋の出荷調整が望まれる。

* 筍缶詰全国大会後記 *

理事 中山良助

52 年度（第 28 回）筍缶詰全国大会に臨んでまず感じたことは、例年に増して多勢の参会（称 300 名）とのことであったが、販売業側の出席は例年になく少数であったことである。

(1) 産地の情勢報告；東海、北陸、近畿、山陰、山陽、四国（徳島高知・香川愛媛）、九州の順序で、それぞれ代表による 51 年度実績報告と本年度見込みについて説明がなされた。

いずれも前年度の全体としての原料高値増産であったことを反省する旨と、本年は慎重に臨みたい、という表面を取り繕った程度の発言にとどまり、尚繰越しストック工場残量といったことには一切触れられなかった。

(2) 販売動向報告（問屋側）；北村全缶協蔬菜部会長、同部会員の紀伊乃国屋新家氏、同マルヤス食品幸田氏、他 3 氏等が報告発言したが、昨年出来秋の高姿勢価格の禍い、品質低下による消費者クレームの頻発等が各氏から一様に訴えられたうえ、要約しての下記要望事項が北村蔬菜部会長より提出された。

『生産者、パッカーともにこの数年来量産に力をそぎ、又販売者側も量を集めるに急で品質に対する注意を欠いていた。

大量扱いの手段として仮り詰め、冷蔵、酸処理等の方法が採られる部分があるが、これらは品質低下につながり筍本来の風味を損うものであり、最近はおたくて喰べられぬという昔の苦情はないが酸ばくで喰べられないというクレームが多い。

検査基準や規格改正の面から品質向上をはかる必要があるように思える。』

(註) JAS規格が甘くてたよりないとの販売側の発言は1~2にとどまらなかった。

なお、販売者側発言の中で青果市場で筍18ℓを生野菜に準ずるものとして取扱い(スソ物を目標に)逐年数量を増している実際の説明がなされたこと。

また、台湾麻竹は完全に定着していること、もっともこれは51年度の流入が少なかったのが救われたが、これが前々年度までのように取扱われたら国内産スソ物の打撃は一層惨めなものになっていたであろうといわれた。

(3) 原料問題その他について;排水処理の規制について行けない小規模パッカーをどうするか。生産農協との懇談と理解のもと方策を樹てなければならぬ(京都)。

経済連の指導力の下肥培管理、集荷およびその配分(生・缶原)等がその指示の許に動いていること。農協一元集荷の原料を商人までが配分されること(熊本)。工場として製造開始時期、打ち上げ時期等を工場グループが連れいして最善のタイミングをつかみたいとすること(福岡)。原料価格は最初を最高として徐々に

下降せしめること、原料も規格により値建をしたいこと、製造開始はできるだけ遅らせたいこと、当日掘原料が望ましいが宵堀はすくなくとも早朝出荷してもらいたいこと、冷蔵期間は短縮したいこと、筒は避けたいこと、技術指導員を巡回させたいこと(四国)。

等等など産地における造面の歪みが未解決のままであることを改めて吐露された感があったことと同時に熊本のような姿になると筍とか缶詰とかを考えるよりは自己の組織の利害を先に考えて動く懸念もありはしまいか。

(4) 有識経験者としての発言(日興社長);原料価格が2,000円と、缶、工賃、資材その他が2,000円計4,000円弱としてできる商品はどう調整して参るか。

良い原料は高値でもよかろうが、悪い原料は安くなければならぬ。このあたりの掘り下げから調整して参りたいものである、云々、大会決議3項目を発表。

筆者註:この2,000円 2,000円は掛値のある数字ではなかろうか。缶・工賃・資材はこんな高額になる筈はなさそう。

果 実 部 会

3月22日、蔬菜部会に引き続き午後4時より果実部会を開催。既に生産が終了したみかんを中心に、チェリー、ももの情報交換を行なった。

〔みかん缶詰の情報交換〕

1月の時点では各地とも原料ショートによる価格の上昇により、製造数はあまり伸びないとの予想であったが、現在では相当数が出来ており、その増産原因には次のようなことが考えられる。

- 1月中旬、九州の霜害果が加工用に利用された。また九州地区では糖度、酸度も低く腐敗果の心配から早出しが行なわれた。
- 小玉が多く高値であったため果汁用の買いをおさえた。
- 静岡は絶対量の不足で他県からの供給を早くから行なった。
- 1月の後半、かなり外皮に黒変が発生し、その分が加工用に上乘せされた。
- ブランドオーナーが総体的な果実缶の商材不足で増産意欲があった。
- 輸出向けの生産を3月5日まで延長したことが内販の増産に拍車をかけた。

現時点では未受検のものもあり、最終的にはあと40～50万位増えて、内販はミニマムで830万、マキシマムで900万、輸出は270万位で全体で1,100万～1,200万程度になると思われる。

市況の面では、増産のわりには吸い込みは高率で、関東では平均50%位の出荷率である。

3月10日現在の缶型別比率は4号が55%（前年48%）、5号22%（同28%）であり、今後は4号が焦点となってくるが、パインが払底しているのでセットの需要が高く、増産のわりには順調に動くのではないか。

仕切り値は概ね年内品は5号70円、4号100円で年明けは原料高騰によりある程度プラスアルファが付けられている。

〔チェリー缶詰の情報交換〕

昨年は97万～106万程度（4号60～67万、6号・携帯9万、豆缶25～30万）、5G缶は12万5千本位出来たと見られる。

みつ豆用に4万本の5G缶が使用され、8万5

千本がリパックされるとの予想であったが、みつ豆の生産があまりなく、その分4号か豆缶にリパックされていると思われる。75～80万が適正数量といわれているので、現在どうにも在庫がないというのはかつてない現象である。

8月頃に買い占めが見られたので360円位になれば出てくるとと思われる。

農産缶工組のチェリー部会で製造数量は次の通り。

丸 缶 862,642%（79万3千予定）

5G缶 154,981%（7万予定）

原料総量 7192トン

いずれにしてもことは価格が高かったため、チェリーがなくてもいいというところが出てきたので、今後のためにも安くする必要がある。

〔もも缶詰の情報交換〕

晩霜の危険もあるが、順調にいけばかなり豊作の見込み。

ネクターの動向いかんでは1割位原料価格が上がるものとみられる。長野県では最低保証価格をすでに80円と決めている。

在庫については若干あるが、むしろシーズン間近には足りなくなる感じもあり、出来秋までは無難に推移するだろう。

缶詰表示問題等連絡協議会

3月30日、午後1時30分より全缶協議会室において開催。

〔品質表示基準設定の進行状況（輸入缶詰の製造年月日）〕

日缶協平野常務理事より説明がなされた。

「3年越しの作業であり、51年度内の設定を農林省では目指していたが、実際にはほとんど作業が進んでいないのが現状である。検討するほど包括的基準は難かしく、告示の時期等一切明らかにされていない。推測で早くても秋頃とみている。

また、全体の包括が難かしく突然果実缶のみ、まず設定するという話も出てくる可能性はある。基準が設定されれば、輸入量が多い国に対しては製造年月日の表示問題につき政府間で交渉してもらうことにもなると思う。

諸外国の現状は、ほとんどが消費者に大切なのは保存期間であって、これを表示すべきだとしてEC諸国では保存期間の表示を打ち出し、西独では保存期間または製造年月日としている。ノルウェーは4月から最終消費期限とあわせ製造年月日としており、フランスは製造年月日表示だが独特の方法で1月1日を001で12月31日が365と記入される。これからみて国際的なコンセンサスが出されるのは大変なことである。」

- 輸出品においては相手国よりいろいろ注文がつけられているので、国としての立場を明確に打ち出してもらいたい。
- 現実に横浜港の衛生監視員事務所では輸入品に製造年月日を表示しろとっており、農林省の告示が先になろうが現時点で問題は起きていることに注目してもらいたい。
- 告示から実施までの猶予期間はパインの場合1年10カ月という前例があるので、比較的要求しやすいのではないか。

以上、各企業、団体が問題点を洗い出してもらい、都度農林省に要望することとした。

〔JAS内容規準設定の進行状況〕

現在、水産缶詰の内容量の手直しが進められて

おり、全缶協の諒解がとれば農林省に提出する段取りになっている。これで固形量が変更されるのは、イワシ、アジ、サバ、サンマ等でサバ缶の個数制限の規定も削除される。

なお、役所からは基準の改正は各品種別にバラバラに提出しないよう計画をたてて事前に打合せてもらうよう要求されている旨報告。

〔容器包装詰加圧加熱殺菌食品について〕

2月18日告示の容器包装詰加圧加熱殺菌食品の規格基準について、先き頃通達がなされた旨報告があり、平野常務理事より問題点の説明があった。

〔サッカリン等食品添加物について〕

サッカリン使用については消費者団体の動きが活発になっており、厚生省としても結論に苦慮しているのが現状で、いまのところは禁止するもしないとも一切を明らかにしていない。漬物団体は様々な場合を想定しての陳情を行なっている。

食用色素についてFDAは結論がでていないものについては暫定リストに乗せておいて、1980年1月までにその毒性試験を完了してリスト整理をするとの情報である。

〔缶マークについて〕

缶詰の製造年月日が略号表示であることに關し行政管理庁が検討方を厚生省に要請してきているが、業界としても改正には業者すべてに諒承をとることなど非常な時間がかかるため、前向きに取り組むということで返事をした旨、平野常務より報告された。

しかし、消費者から問い合わせがあることも事実で、業界としても消費者の判かる製造年月日表示を考えていかねばならないとの意見が強く、そのために業界内部での理解、消費者への事前の根廻

し、農林・厚生両省の意見調整が必要とされた。

〔塩蔵、冷凍原料使用の表示について〕

農産缶工組山内専務理事よりマッシュルーム缶で塩蔵原料を使用したものには、その旨の表示を公正競争規約で義務づけるよう要請があった。これはあくまでマッシュルーム缶の発展の経緯として特例で検討されることとなった。

〔試買検査会の動き〕

最近、各地で都道府県が主催する試買検査会が開かれているが、その結果としてかなり厳しく表示の改善を要請される事態が起こっており、公正なものについては日缶協より説明を行なっているが、明らかに公正競争規約に違反するものは日缶協からも警告を発している。

しかし、消費者が誤認するようなものは公にしてみらいたいとの委員多数の希望で、定期的に情報が協議会事務局より出されることとなった。

会 員 消 息

※ ヤマキ株式会社（静岡）では、株主総会並びに取締役会において山口千吉郎氏が代表取締役社長に選任され就任した。

なお、これに伴ない次の通り役員人事の一部異動を行なった。

取締役会長（代表取締役） 山口 清吉氏

取締役社長（代表取締役） 山口千吉郎氏

取締役（相談役） 山口千代蔵氏

※ 中京株式会社（東京）では3月1日より支店長人事を次のように異動した。

本店総括部長 長谷川幸雄氏（仙台支店長）

仙台支店長 清水光之助氏（熱海支店長）

熱海支店長心得 福岡 良次氏

（高崎支店・支店長代理）

清水支店長心得 森下 哲司氏

（仙台支店・支店長代理）

※ 三菱商事株式会社（東京）では4月1日より相沢徹氏に変わり小嶋一巨氏が食品第一部長（全缶協加入代表者）に就任する。

パイン缶国別輸入通関実績

（日本パイン輸入協調会）

％…3/3換算

51年4月～52年2月

		パイン缶（加糖）	％
中	国		66.7
台	湾	250,854	
マ	ラ	62,797	
フ	ィ	188,522	
リ	ッ		
ピ	ン	7,793	
米	国	150,905	
タ	イ		
合	計	661,538	

52年1月～2月

		生パイン Kg	冷凍パイン （無糖） Kg
フ	ィ	6,716,866	
リ	ッ		
ピ	ン	38,930	689,213
台	湾		24,984
ベ	ト		200,846
タ	イ		83,285
米	国		
合	計	6,755,796	998,328

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地 江戸ビル4階
電話 東京03(241) 6568・6569番